**長井市家庭的保育者（保育ママ）募集要項**

長井市は平成26年度に策定した「長井市子ども・子育て支援事業計画」に

基づき、保育事業の拡充を図っていますが、今回ご自宅などの家庭的な雰囲気

の中で0歳から2歳児までの乳幼児を保育する家庭的保育事業を運営する事業

者を募集します。

**１．家庭的保育事業とは**

市長が認定した方が、自宅において子どもを預かり保育するものです。家庭

的保育者に認定された方は自宅内に保育室などを設置し、市からの委託を受け

て家庭にいるような雰囲気の中で保育します。

**２．長井市の家庭的保育事業の認可基準（抜粋）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育 | 時間 | 原則、１日８時間※保護者の労働時間や家庭の状況を考慮して設定。 |
| 内容 | 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第３５条に規定する指針（保育指針）に準じて、乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供。 |
| 対象年齢 | ０～２歳児 |
| 定員規模 | ５人以下 |
| 保育従事者 | 資格 | 【家庭的保育者】保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者で、乳幼児の保育に専念できる者※市長が指定する研修受講が必要 |
| 配置割合 | ０～２歳児３人に対し１人ただし補助者を置く場合５人に対し２人（従事者＋補助者）　　　　　※市長が指定する研修受講が必要 |
| 保育室等 | 設備 | 乳幼児の保育を行う専用の部屋（保育室）、便所※乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 |
| 面積 | ９．９㎡以上３人を超える場合、１人につき３.３㎡を加えた面積以上 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 屋外遊戯場 | 設備 | 同一敷地内に屋外遊戯場　※付近の代替地可 |
| 面積 | 満２歳児１人当たり３．３㎡以上 |
| 食事 | 提供方法 | 原則、自園調理 |
| 設備 | 衛生的な調理設備（通常の台所設備を基に、利用定員相応の内容） |
| 職員 | 調理員※乳幼児３人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置不要。※調理業務全部を委託する場合や搬入施設から食事を搬入する場合は配置不要。 |
| 防災等 | 【防災】火災報知機及び消火器を設置【訓練】消火訓練及び避難訓練を定期的に実施 |
| 連携 | 【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育の提供」「卒園後の進級先の確保」※代替保育の提供、卒園後の進級先の確保については令和2年3月までの経過措置あり【連携施設】保育所、認定こども園、幼稚園 |

※基準の詳細につきましては、別添「長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例」をお読みください。

**３．利用者負担額（保育料）、上乗せ徴収、実費徴収**

① 利用者負担額（保育料）

保護者が支払う利用者負担額（保育料）の金額は市民税額に応じて市が決

定し、事業所が受領します。利用者負担額のほかに、保護者から「上乗せ徴

収」及び「実費徴収」を行うことができるとされています。

②上乗せ徴収

上乗せ徴収は，地域型保育事業者が保育の質の向上を図る上で特に必要と

認める場合，その費用と公定価格（保護者から受領する利用者負担額＋市か

ら受領する地域型保育給付費）との差額に相当する額の支払を保護者から受

けることです。

 　　例）職員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備など

上乗せ徴収を行う場合は，以下の手順によることとなります。

・金額，使途，保護者に支払を求める理由を書面で明らかにする。

・保護者に説明を行い，文書による同意を得なければならない。

・保護者から費用の支払を受けたら領収証を交付する。

③実費徴収

実費徴収は，教育・保育施設が教育・保育において提供する便宜に要す

る費用のうち，以下 の費用の支払を保護者から受けることです。

・日用品、文房具等の購入費

・行事参加費

・上記以外で保護者が負担することが適当と認められるもの

実費徴収を行う場合は，以下の手順によることとなります。

 　 金額、使途、保護者に支払を求める理由を書面で明らかにする。

保護者に説明を行い，同意を得なければならない。

保護者から費用の支払を受けたら領収証を交付する。

**４．公定価格（給付費）について**

　　　①　保護者から」徴収する保育料以外に市から家庭的保育者に給付費を支払い

ます。

　　　②　国が定める基準により算定された公定価格から、保護者から徴収する保育料

　　　　を引いた額を長井市に請求し、受領することになります。

 **５．補助制度について**

保育環境を整えるための建物改修をする場合、補助金が交付されます。

　　　　[補助金額]　　２４０万円（上限）

・保育の実施に必要な備品等は含まれません。

　　　　・補助上限までは、家庭的保育者の負担はありません。

　　　　・国庫補助であるため、上限額が変更になる場合があります。

**６．申請から開所までの流れ**

　　　　　事前説明・申込書提出（提出先：子育て推進課へ）

　　　　　面接、保育実施場所訪問調査

　　　　　結果通知

研修【専門研修（地域保育コース（地域型保育））】

地域型保育コースの共通科目11科目14時間を2日間、その後6科目6時

　　　　間を1日、加えて施設見学及びDVDの視聴と講義・演習を1日、合計4日

　　　　間受講が必要となります。

事業認可・確認

開設準備（職員確保及び備品購入等）

開所（乳幼児受け入れ開始）

**７．申し込み書類一覧**

□　家庭的保育事業等認可申請書（様式第1号）一式

　　　　□　家庭的保育者の履歴書（市販の様式で可）

　　　　□　世帯全員の住民票

　　　　□　保育士証の写し

　　　　□　健康診断書の写し（1年以内に行った健康診断書の提出でも可）

　　　　　　※身長、体重、視力、聴力、胸部レントゲン、尿検査（蛋白、糖）、血圧

　　　　　　　貧血検査、血液生化学検査（血糖、肝機能、血中脂質）の内容が網羅さ

れていること。

* 志望動機を記載した書面（Ａ４用紙1枚程度）

**【 問い合わせ先（ 申込先） 】**

　 長井市子育て推進課 子育て支援係

　 〒993-8601　長井市栄町1番１号

　 電話 0238-82-8014

 FAX 0238-87-3310

 メールアドレス　kosodate@city.nagai.yamagata.jp